〇総務省告示第 号

めないものを定める件)の一部を吹のように改正する。郵政省告示第七十二号(端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第三十一条の規定に基づき、平成六年

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

改 川 後	改 正 詎
二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備	11 [區刊]
[[4~∞ 區刊]
9 無線設備規則第四十九条の二十第一号から <u>第四号までに規定する小電力データ通信システ</u>	9 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第三号までに規定する小電力データ通信システ
ムの無線局の無線設備を使用する端末設備	ムの無縁局の無線設備を使用する端末設備
[20~10]	[5 ~ 5
備考 表中の [] の記載は注記である。	